

令和6年度特別ふぐ処理講習 受講案内

【受付期間】 令和7年2月3日（月）～ 2月17日（月）
午前8時30分～12時／午後1時～5時15分

【受付場所】 小豆総合事務所、各保健福祉事務所、高松市保健所

【講習日時】 令和7年3月14日（金）午前9時～12時

【講習会場】 香川県庁 北館4階 402会議室
（高松市番町四丁目1番10号）

- 特別ふぐ（なしふぐ）の処理を業として行う場合は、特別ふぐ処理講習を修了したふぐ処理師を置き、保健所で特別ふぐ処理業の登録を受ける必要があります。
- 特別ふぐの処理を行おうとするふぐ処理師の方は、必ずこの講習を受講し、修了証の交付を受けてください。

香川県健康福祉部生活衛生課

1 受講資格

ふぐ処理師であること（香川県ふぐの処理等に関する条例に基づく「ふぐ処理師免許」を取得している方）。

2 講習の科目と時間

講習科目	形式	時間
特別ふぐに関する衛生法規	講義	1時間
特別ふぐに関する知識	講義	1時間
特別ふぐの処理に関する実技 又はそれと同等のもの	講義・実技	1時間

3 講習の日時と場所

日時	場所
令和7年3月14日（金） 午前9時～12時	香川県庁北館4階 402会議室

4 受講申込手続・申込受付期間

申込方法	(1) <u>特別ふぐ処理講習受講申込書</u> に必要事項を記入し、小豆総合事務所、県内の各保健福祉事務所、高松市保健所のいずれかに提出してください。 (2) <u>受講票返信用封筒（長形3号封筒に110円分の切手を貼り付け、返信先を明記したもの）</u> を添えてください。 (3) 後日、受講票を受講票返信用封筒に入れて返送します。 なお、令和7年3月7日（金）までに受講票が届かない場合は、香川県健康福祉部生活衛生課（電話 087-832-3179）まで連絡してください。
受講手数料	4,000円（香川県証紙を受講申込書に貼り付け、消印はしないでください。）
申込受付期間	令和7年2月3日（月）～ 同年2月17日（月）の 午前8時30分～12時／午後1時～5時15分 （土・日・祝日を除く。）

5 講習修了証

- (1) すべての科目を修了した方に、特別ふぐ処理講習修了証を交付します。
なお、遅刻・早退・講習途中での退席等があった場合は、講習を修了したとはみなされませんので、ご注意ください。
- (2) 特別ふぐ処理講習修了証を亡失・汚損・破損したときは、再交付を受けることができますので、小豆総合事務所、各保健福祉事務所、高松市保健所にご連絡ください（手数料はかかりません。）。

6 その他

- (1) 講習当日は、受講票と筆記用具を持参してください。
- (2) テキストは、当日、会場でお渡しします。
- (3) 会場での携帯電話やスマートフォン等のご利用は、ご遠慮ください。

7 お問い合わせ先

名 称	所在地	電話番号
小豆総合事務所 衛生課	小豆郡土庄町湊崎甲 2079-5	0879(62)1374
東讃保健福祉事務所 衛生課	さぬき市津田町津田 930 番地 2	0879(29)8272
中讃保健福祉事務所 衛生課	丸亀市土器町東八丁目 526 番地	0877(24)9964
西讃保健福祉事務所 衛生課	観音寺市坂本町七丁目 3 番 18 号	0875(25)4383
高松市保健所 生活衛生課	高松市桜町一丁目 10 番 27 号	087(839)2865
香川県健康福祉部生活衛生課 乳肉衛生・動物愛護グループ	高松市番町四丁目 1 番 10 号	087(832)3179

香川県内でふぐ処理業を営む場合には

香川県では、「香川県ふぐの処理等に関する条例」等により、ふぐの取扱いについて規制しています。

香川県内で、食用のふぐの肝臓、卵巣等の有毒部位の除去を行うふぐ処理業を営む場合には、ふぐの処理を行う施設ごとにふぐ処理業の登録を受け、香川県の免許を受けたふぐ処理師にふぐの処理を行わせる必要があります。

◎ ふぐとふぐ処理業の区分

食用とすることができるふぐは、下表のとおり、一般ふぐ 21 種類と特別な取扱いを必要とする特別ふぐ 1 種類があります。一般ふぐの処理を行う場合は一般ふぐ処理業の、特別ふぐの処理を行う場合には特別ふぐ処理業の登録がそれぞれ必要となります。

◎ ふぐの処理に必要な資格

一般ふぐの処理はふぐ処理師に、特別ふぐの処理は特別ふぐ処理講習を修了したふぐ処理師に従事又は監督させなければなりません。

そのため、特別ふぐを処理するふぐ処理師の方は必ずこの講習を受講し、修了証の交付を受けてください。

	一般ふぐ（21 種類）		特別ふぐ（１種類）
食用ふぐ （標準和名）	くさふぐ	こもんふぐ	なしふぐ ※橘湾、有明海、香川県及び岡山県の瀬戸内海域で漁獲されたもの
	ひがんふぐ	しょうさいふぐ	
	まふぐ	めふぐ	
	あかめふぐ	とらふぐ	
	からす	しまふぐ	
	ごまふぐ	かなふぐ	
	しろさばふぐ	くろさばふぐ	
	よりとふぐ	さんさいふぐ	
	いしがきふぐ	はりせんぼん	
	ひとづらはりせんぼん		
ねずみふぐ	はこふぐ		
施設の登録	一般ふぐ処理業		特別ふぐ処理業
処理できる資格	ふぐ処理師		特別ふぐ処理講習を修了したふぐ処理師

※ ふぐ処理師になるには、香川県が行う「ふぐ処理師試験」に合格し、ふぐ処理師免許証の交付を受けることが必要です。